

(表)



市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書

第 号

年 月 日 提出

(宛先) 松山市長	申請者	住所又は所在地	特別徴収義務者 指 定 番 号		
		氏名又は事務所等の名称 及び代表者氏名	法人番号		
			電 話 番 号		
<p>地方税法第321条の5の2及び松山市税条例第33条の4の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。</p>					
特例の適用を受けようとする税額		年 月分以後の納期に係る市民税及び県民税の特別徴収税額			
申請の日前6箇月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員 (常時雇用人員を書き、臨時雇用は別記すること。)	年 月分	ほかに臨時 人 人	年 月分	ほかに臨時 人 人	
	年 月分	ほかに臨時 人 人	年 月分	ほかに臨時 人 人	
	年 月分	ほかに臨時 人 人	年 月分	ほかに臨時 人 人	
1 現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 2 申請の日前1年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合は、その年月日					
※印欄は記入しないでください。					
※市役所処理欄	処理区分	却下理由	発 議	年 月 日	整理簿記入
	承 認		決 裁	年 月 日	
			施 行	年 月 日	
			決 裁	課 長	
却 下					通知書作成

(裏)

申請についての御注意

- ① 給与等の支払を受ける者が常時10人未満の事業主は、市長に「納期の特例についての承認申請書」を提出し、その承認を受けることにより、給与等の支払の際徴収した税額を、年2回で納入することができます。
- ② 「常時10人未満」とは、常に10人に満たないことをいいます。ただし、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合は、その人数は除きます。
- ③ 納期の特例が承認されたときは、納期が6月から11月までの分を12月10日までに、12月から翌年5月までの分を6月10日までに納入することができます。
- ④ 納期の特例は、退職手当等に係る特別徴収にも適用されます。
- ⑤ 納期の特例の承認申請をしても、滞納や著しい納入遅延があるときは、承認されないことがあります。また、承認を受けても、滞納したり、納入遅延があったりすると、この特例の承認を取り消すこととなりますので御注意ください。
- ⑥ 納期の特例の承認後、給与等の支払を受ける者の人数が条件の限度を超えることになった場合(常時10人以上になった場合)は、その旨を速やかに届け出てください。
- ⑦ 納期の特例が承認された場合でも、退職など異動があったときは、「異動届出書」を翌月10日までに必ず御提出ください。
- ⑧ 一度承認された納期の特例については、翌年に改めて承認申請書を提出する必要はありません。ただし、事業所名の変更等により特別徴収義務者名が変更になった場合は、改めて申請してください。